

V. 大韓民国

<要約>

概要	特徴
<p>1. 市場環境の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：5,082 万人（世界第 26 位、2016 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：27,633 ドル（世界第 29 位、2016 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：2.7%（2016 年 IMF 推計） ・ 1 ウォン=0.097 円（2016 年 12 月末） 	
<p>2. 金融制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な銀行業態（機関数、根拠法、2015年12月末時点） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行（43、銀行法） ・ 専門銀行（政府系金融機関）（5、個別法） ・ 相互貯蓄銀行（79、相互貯蓄金融会社法） ・ 信用組合（910、信用組合法） ・ マーチャントバンク（1、金融投資サービス・資本市場法） ・ 生命保険会社（25、保険業法） ・ 証券会社（56、金融投資サービス・資本市場法） ○監督官庁：金融監督委員会、金融監督院 ○預金保険制度：韓国預金保険公社（KDIC）の保証上限額は、1 金融機関の 1 預金者当たり 5,000 万ウォンである。信用組合に預け入れられている預金の保証は、韓国信用組合連合会が行う。信用組合の預金保険の上限額も、1 金融機関の 1 預金者当たり 5,000 万ウォンである。 ○金融税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国では、個人（居住者）の利子・配当所得には各種の源泉徴収税率が適用される。例えば、長期債券の利子には 30%、その他の利子所得に対しては 14%が課される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業銀行（全国的に展開する都市銀行及び、農村地域を対象とする地方銀行）、専門銀行（政府系金融機関）が、全体の総資産に占める割合は約 60.4%である。

<p>3. 郵政事業本部・郵便貯金事業の現況</p>	<p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営形態：政府部門 ・ ユニバーサルサービスの提供義務：なし ・ 2015 年における郵政事業本部の預金口座数は、約 2,046 万口座であり、その水準は 2007 年以降大きな変化は見られない。 ・ チャンネルのラインナップ：郵便局窓口、ATM、金融サービスのポータルサイト「Ever Rich」 <p>○郵貯の競争力の発展動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの提供チャンネルとして 365 日稼働の ATM の設置について、積極的に取り組んでおり、近年設置台数を増加。 	<p>○2013 年 3 月 23 日、省庁再編により、新たに創設された未来創造科学部（Ministry of Science, ICT and Future Planning, MSIP）の管轄下にある国営の郵政事業本部の一業務として運営。</p> <p>○全国で 1,708 台の 365 日稼働 ATM が設置されている。</p>
<p>4. 個人向け金融サービス</p>	<p>○個人金融資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：3.6 億ウォン/世帯（2015 年） ・ 現金・預金：43.0%（2012 年） ・ 生命保険・年金：20.1%（2012 年） ・ 株式：17.1%（2012 年） ・ その他：19.8%（2012 年） <p>○貸出残高（2015年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：2,375 兆ウォン（貸出残高全体に占める各金融機関のシェアは下記の通り） ・ 銀行：70.1% ・ 専門クレジット金融会社：7.7% ・ 保険会社：6.9% ・ 信用組合：1.8% ・ 相互貯蓄銀行：1.5% ・ 証券会社：1.1% 	<p>○1 世帯当たり金融資産の水準は、米国・日本の 3 分の 1 程度。</p> <p>○金融資産の中で、現金・預金残高が 4 割強。</p> <p>○要注意債権の割合を見ると、近年経営悪化に伴い銀行数が減少している相互貯蓄銀行が約 10.2%と傑出して高い（2015 年 12 月末）。</p>

○マイクロファイナンス

- ・ マイクロファイナンス機関の運営にあたり、官民が共同で貸出業務を行うスマイル・マイクロクレジット銀行が特徴的である。
- ・ **2015**年**8**月のハナ銀行のミャンマーでのハナマイクロファイナンス設立など、金融機関のマイクロファイナンス事業での東南アジア進出が相次いでいる。

○流動性カバレッジ比率（LCR）規制の導入

- ・ 金融委員会（FSC）は、バーゼルⅢに絡み、**2015**年**1**月より、流動性カバレッジ比率（LCR）規制を導入する方針を表明した。FSCが商業銀行に求めるLCRは、向こう**4**年間にわたって毎年**5%**ポイントずつ引き上げられ、**2019**年には**100%**以上となる。特殊銀行には**60%**以上、外国銀行国内支店には**20%**以上のLCRがそれぞれ適用されることになる。

○フィンテック

- ・ 金融当局がフィンテック産業育成に向けて従来の金融規制の枠組みの見直しを進めてきたことを背景に、先進国と比べて大きく出遅れていたフィンテックを導入・活用する動きが金融機関等に広がっている。例えば、ハナ銀行や国民銀行は、指紋などの生体認証を利用した金融取引システムを導入することを検討している。
- ・ 規制緩和を受けて、韓国初となるインターネット専業銀行**2**行の仮免許発行が発表された。

○郵貯の経営形態の動き

- ・ 郵政事業本部の経営状態が悪化する中、人員削減や高収益事業の強化などを含めた構造改革が進められているものの、今のところ郵貯の民営化など経営形態に関する動きはない。